

唯一神道の普及と意宇六社の成立－仏と神から見た松江の近世－

1 近世における「神仏習合」

- ・人々の信仰と宗教：棲み分けと競合

〔後世安穩〕死後における靈魂の救済＝成仏

→宗派により教義や儀礼等に違いはあるが、主に仏教寺院（檀那寺）の僧侶が葬式、追善、廻向、供養を担当。神葬祭は一部の神職に限定される。

〔現世利益〕無病息災、病氣平癒、家内安全、安産、五穀豊穰、商売繁盛などなど。

→僧侶、神職、山伏（修験者）、陰陽師などなど、様々な宗教者が祈祷を担当。

- ・神社と「神仏習合」

〔教義〕本地垂迹説（神は仏菩薩が仮に現れた姿などとする）など

〔施設〕境内における鐘楼、神宮寺などの仏教由来の建造物

寺院内に神社・神祠が存在することも。

〔信仰対象〕境内あるいは本殿等内に仏像が存在

〔宗教儀礼〕大般若經の転読など（祈祷）

〔宗教者〕僧侶や山伏（修験者）による施設の管理、儀礼への関与

〔信仰の実態〕納経（法華經）、神前での称名念仏

＊形態は様々。宗教施設と宗教者の状況については、地域によって大きな差があった。

2 僧侶による神々の祭祀

- ・白瀉天満宮：天台宗の臨海山松林寺が別当

鑿取どうとりという名目で「意宇郡岩坂村」（現、八雲町）の神職平林氏が祭祀に関与。しかし、天台宗の古刹鰐淵寺の僧侶が遷宮の際には導師を務め、同じく鰐淵寺出身の僧侶が住職を務めた松林寺が別当として管理に当たっていた（宝暦一四年二月「白瀉天満宮由緒書出」島根大学附属図書館桑原文庫蔵）

- ・稻荷若宮八幡宮（城山稻荷神社）：天台宗の普門院が別当

意宇郡出雲郷村い う あだ かえ（現、東出雲町出雲郷）の葦高あしたか（足高）社（阿太加夜神社）の神職松岡氏が社司を務め、別に鑿取という下級神職も存在していたが、普門院が別当として両者よりも上位にあった（史・近世IV 7-6）

- ・愛宕神社：天台宗宝照院が別当

松江外中原の照床神社てるとこ あら わ い（阿羅波比神社）の神職幡垣氏が、遷宮時には御湯立神事を務めていたが、同社の管理は宝照院が別当として行う。

- ・鎮守熊野権現（多藝神社、秋鹿郡成相寺村、現、荘成町）：真言宗成相寺

・成相寺は、村内の弁天社、近隣の庄村（現、荘成町）の金毘羅社、江角浦え すみ（現、鹿島町恵曇）や古浦こ うら（現、鹿島町古浦）の惣荒神などの祭祀にも関わる。

・成相寺は、江角浦の氏神である恵曇神社や本郷村の日御碕神社では、毎年正月七日に五穀豊穰等を祈る修正会しゅしやうえを社前で行う。

＊成相寺村の鎮守熊野権現と村内の荒神の祭祀については、正徳5年(1715)までは、古曾志^{こそし}村(現、古曾志町)の神職吉岡氏と共に関わっていたようであるが、同年に吉岡氏との間で議定が取り交わされ、鎮守については成相寺が、荒神については吉岡氏がそれぞれ単独で祀ることに決まっている(史・近世IV 7-48)

・東照宮(島根郡西尾村、現、西尾町)：天台宗照高山円流寺が別当

・平浜八幡宮

中世には出雲国衙の仏事を行う場としての機能(通・中世)

神宮寺とは別に宝光寺・能満寺・観音寺・迎接寺・菩提寺^{こうじようじ}の5ヶ寺が別当寺として存在した(同上)

・忌部神社

神社の記録では、寛永15年(1638)の松平直政入国後に、神宮寺、慈恩寺、覚王院、長円寺などの寺院による祈祷・加持が、湯市八幡神主の遠藤内記により禁止されたとする。

＊関東地方、特に江戸周辺などは寺院支配の神社が多く、東北地方などでは山伏支配の神社も稀ではなかった。松江市域を含む出雲国では、神職支配の神社が多かった。

3 唯一神道の普及と神職

・唯一神道(吉田神道、卜部神道とも)の成立

戦国時代、京都の吉田神社神主の吉田兼俱によって創出。仏教とは一応区別された「道」として位置づけ、宗教的儀式の体系(神祇道)を造り上げた。やがて葬式も行うようになったが、近世を通じて吉田家の菩提寺(禅宗)は存続。ただし実際には仏教(特に密教)や陰陽道の影響も色濃かった。

・江戸時代になると、儒学が普及し、唯一神道を儒学的解釈する傾向が強まる。これに伴い、吉川神道や垂加神道が成立。排仏論と結びつくようになる。

・神道裁許状

風折烏帽子狩衣などを着用して神事を勤めることを神職に吉田家が免許した文書。

・出雲国でも文禄期には唯一神道の影響が見られ、神道裁許状を受ける神職も現れる。

文禄3年2月21日、雲州秋鹿郡足高大明神祠官家原大宮司秀勝への裁許状(『八東郡誌第三編文書』541頁 史・中世)

・杵築大社出雲国造家による神道裁許状の発給

・吉田家に倣い、それと対抗する意味合いもあって、独自に裁許状を出雲国内神職に対し発給(井上寛司『日本の神社と「神道」』校倉書房、2006年所収)。

・寛文8年(1668)頃でも、後に佐陀触下であることが確定する三郡半(島根・秋鹿・楯縫・意宇西)の神職の4/5が「杵築官」で「吉田官」は1/5に過ぎなかったとされる(『大社町史中巻』128頁)。

・諸社称宜神主法度(神社条目)

寛文5年(1665)7月11日付の江戸幕府法度(『寛保御触書集成』1174)

(第2条)「社家位階、従前々以伝奏、遂昇進輩は、弥可為其通事」

(第3条)「無位之社人可着白張、其外之装束は以吉田之許状可着之事」

- *第2条は畿内近国の有力大社(二十二社)などを想定した箇条であったが、杵築大社国造は適用対象であることを確認するとともに、「出雲国(神社)惣検校職」の存在を主張し、朝廷から寛文7年に「永宣旨(ようせんじ)」の発給を受けることに成功する。
- ・松江藩は、寛文8年、国内の神職に、吉田か杵築の免許を受けるように指示。

4 杵築大社の「神仏分離」と佐陀神社との争論

- ・杵築大社の「神仏分離」：寛文7年(1667)の杵築大社造営・遷宮
永正5年(1508)の造営以降、杵築大社には大日堂、三重塔、経蔵などの仏教施設が建設されていたが、寛文年間の造営後、撤去、鰐淵寺僧の祭式への参加も無くなる。
- ・佐陀神社との争論
 - ・元禄5年(1692)以降、島根・秋鹿両郡幣頭吉岡家の跡継ぎ問題をめぐって、秋鹿郡及び島根郡の内3人の神職と、この3人を除く島根郡の神職それぞれから、佐陀神社へ訴え。前者は秋鹿郡内での継承を、後者は末次権現社永岡宮内の幣頭職就任を願う(佐太神社文書 2-9-1,4,6,7)。
 - ・双方の訴えを当初、佐陀神社が審議するかたちで進められていたが、杵築大社が争論に介入、永岡宮内の幣頭職継承を推す島根郡側に味方したことで、神職間の紛争の裁判権、及び幣頭職の任免権をめぐり、佐陀神社と杵築大社の争いに発展した(佐太神社文書 2-14)。
 - ・元禄9年(1697)11月、佐陀神社と杵築大社の争論は、松江藩寺社奉行レベルでは解決できず、杵築大社による江戸幕府寺社奉行への訴訟へと発展。
- *杵築大社は、吉岡家の跡継ぎ問題をめぐり争論の中で、佐陀神社が四郡半の神職に対する支配権を主張し確認したことに対する異議を唱え、寛文7年(1667)に朝廷から得た「永宣旨」の存在に基づき、「出雲国神社惣検校職」を自任する立場から出雲一国全体の神社・神職に対する支配権を主張することにあつた(『出雲国造家文書』301)。
- ・幕府寺社奉行の裁許
元禄10年(1698)8月、幕府は杵築大社による出雲全体への支配権を否定、「惣検校」としての支配権は杵築社中に限定されるとした。また、これに伴い、処罰として千家直治・北島兼孝を免職にした(『出雲国造家文書』305)。
- ・両社頭(杵築・佐陀)による触(袖)下の分割
杵築と佐陀の管轄範囲の確定：各郡には幣頭が置かれ郡内の神職を取りまとめた
幕府寺社奉行の裁許をうけ、出雲国内の神社・神職に対する両社の管轄範囲は、
杵築が六郡半(神門、出雲、大原、仁多、能義、飯石、意宇郡東半)
佐陀が三郡半(島根、秋鹿、楯縫、意宇郡西半)
に確定した。
- ・杵築大社による神道裁許状発給の停止(佐太神社文書 2-10-3、2-25)
以後、どちらの触下かにかかわらず、基本的には吉田家の神道裁許状を受けることになった。また、佐陀触下の神職から吉田家への神道裁許状の申請は、佐陀神社が取り次いで行われることに。

5 神社をめぐる僧侶と神職の争い

①意宇郡来海村（現、宍道町）大森社祭礼をめぐる神職と岩屋寺の争い（史・近世IV 7-51）

- ・大森社は、上来海・東来海・西来海の三村の鎮守（もと来待荘の鎮守だったと考えられる）。岩屋寺は上来海村にある真言宗寺院。
- ・岩屋寺は大森社の祭礼に関与していた模様であるが、貞享2年（1685）、「神主中間幣頭 其外佐田などより仰付にて岩屋寺引せ申」、すなわち、神職仲間、幣頭（後述、郡を単位とした触頭）、佐陀神社らの画策により、岩屋寺の関与が排除されようとした。
- ・上来海・東来海・西来海の三ヶ村のうち、上来海村はこの動きに反発し争論となる。

②意宇郡^{はくいし}白石村（現、宍道町白石）熊野権現の造営・遷宮（史・近世IV 7-50）

- ・享保12年（1727）に造営・遷宮を行った際、棟札に導師として同村西城寺の寺号を記すかどうかをめぐる争論が起こる。記載に反対した神職は、杵築大社の寛文造営時に「両部習合」ではなく「唯一神道」が採用されたことを根拠に挙げる
- ・氏子の一部は、棟札への西城寺の寺号記載を認めなければ、遷宮はできないと主張。
- ・争論は、同社が寺院に近接してあったことが紛争の一因と認識されたため、社地を移転し西城寺は同社に関与しないことを取り決めるかたちで和解
- * 曹洞宗寺院が神社の祭祀、遷宮等に関与していたこと、神職は杵築大社の「神仏分離」を根拠に寺院の関与を排除しようとしたこと、そうした動きには氏子の反発があったことが分かる。

③平浜八幡宮の祭礼をめぐる神職と寺院の争い

- ・嘉永2年（1849）に至るまで、迎接寺・宝光寺などの寺院は、7月29日～8月15日までの祭礼（放生会を含む）に際しての「国家祈祷」に、同宮検校（神主）とともに参加していた模様（史・近世IV 7-45）。
- ・寺院側の主張によれば、同年、検校が祈祷時に、それまでの左座に僧、右座に検校という着座の慣行に反し、正面に着座したことにより争論に（文化年間〔1804～1817〕にも同様の争いがあった模様）。
- ・迎接寺側は、松江藩寺社奉行に先例に復すことを願うが、それが難しければ、祈祷の場を宝光寺に移すことを提案。
- * 神社祭祀をめぐる僧侶と神職の争いが頻発していたこともあり、寺院側から部分的な「分離」を申し出ることのあったことが分かる。

[小括]

近世になってからの出雲国への唯一神道の普及、杵築大社の「神仏分離」を契機として、中小神社においても祭祀への僧侶の関与を遠ざける動きが進んだ。松江市域では、2で述べたような僧侶が主導権を握っていた神社は少なかったため、神社における「神仏分離」が広がることになった。

6 意宇六社の成立

①「六社」どうしの関係－神主仲間の存在－

・現在の意宇六社：熊野、神魂、八重垣、真名井、揖夜、六所

・平浜八幡宮検校の後継問題

元禄 4 年（1691）4 月、神魂・八重垣・伊弉諾・蘆高・揖屋・熊野の神主が、不届きがあり国外追放を受けた先検校八大夫の後継として八大夫の子・万太郎を推し、藩に認められる。万太郎は幼年であったため、神魂以下 6 社の神主が後見を務めることに（「平浜八幡宮書付写」『意宇六社文書』広江 21）。

＊蘆高は阿太加夜神社（東出雲町出雲郷）。

・平浜八幡宮検校の三年間逼塞願い（「秋上広国等願書」『六社』神魂 406）

明和 6 年（1769）3 月、病気となり経済的に困窮した検校の逼塞を、惣検校と並び、揖屋・熊野・八重垣・伊弉諾・神魂の神主が願い出、病中の社用・財政の取扱いを、秋上中務（神魂）と佐草帯刀（八重垣）が行うことを願い出ている。

・神魂社神主相続時の後見：天和 2 年（1682）ごろか

秋上数馬が不行跡かつ借金を背負い、社中を追放された後、秋上丹治孝相が 7 歳で後を継いだ際に「六社之者共後見仕」という事態に（「秋上広国願書案」『六社』神魂 400）。

・神魂社遷宮時の出勤

「去子（宝永 5 年 [1708]）十一月廿二日、大庭神魂社御遷宮、杵築両国造殿執行ニ付、六社之神主茂一党ニ相勤候」（「神魂社秋上氏等六社神主願書案」『六社』神魂 376）

＊以上、2 件は六社の構成不明。

・正徳 4 年（1714）11 月 18 日、八重垣神社外遷宮

千家国造が執行。「其外大庭・伊弉諾・熊野・蘆高・揖屋」が出勤。享保 3 年 11 月 18 日の正遷宮には「大庭・伊弉諾・揖屋・熊野・蘆高神主中被致出勤」とする（「八重垣社造営覚書」『六社』八重垣 44）。

・享保 3 年（1718）時の八重垣神社修復と遷宮

「六社伊弉諾・ゆや（揖屋）・蘆高計出申候」（「六所社外遷宮記録」『六社』神魂 381）

＊この時の「六社」には蘆高社（阿太加夜神社）が入る。但し出勤社については八重垣神社文書の記載とは齟齬。

＊なお、石塚尊俊「意宇六社梗概」（同『出雲国神社史の研究』岩田書院、2000 年）で「意宇六社」の呼称は「元禄・宝永ごろからのこと」とするが、上記享保 3 年「六所社外遷宮記録」の記述を見逃しており、六社の構成に変化のあった可能性に気づいていない。

・「意宇郡六社」の位階執奏の取り次ぎ

享保 7 年（1722）8 月付の杵築大社上官の証文では、大庭・六所・伊弉諾・揖屋・熊野・八重垣に宛て、「意宇郡六社」が朝廷に位階を申請する際は国造が取り次ぐべき旨伝えられている（「中彦之進・竹下権之進連署証文」『六社』神魂 383）。

＊この時点では、「六社」の中に六所神社が明確に位置づけられる。

②元禄の杵築・佐陀争論後の杵築大社と意宇六社の関係

・元禄 10 年（1697）の争論直後、六社は「杵築社中上官と同事ニ、装束等従国造致進退」

となる（「神魂社秋上氏等六社神主願書案」『六社』神魂 376）

- *この際、六社は「摂社之契約」を求められたが、「蘆高采女ニ者離被申候」とあり、蘆高社は杵築大社の摂社として位置づけられることを拒否した模様（享保 6 年 12 月 28 日付「八重垣社佐草守興通達」『六社』神魂 382、揖屋・熊野・伊弉諾・大庭・八重垣神職中宛て）。
- 元禄 10 年に蘆高社は杵築大社の「摂社」とはならなかったが、その後も神魂・六所等の遷宮には出勤。但し、六社の一員としてなのか、幣頭としてなのかは不明。
- *蘆高以外は、吉田家から神道裁許状を受けると経費がかかることを忌避し、毎年の新嘗会の際に杵築より受けることを選択した。

・熊野神社神主の認識

「意宇郡六社ニ而古来々称来り候神主者、熊野之神主、大庭之神主、佐草之神主、芦高之神主、揖屋之神主、平濱之惣檢校以上六人なり、伊弉諾之儀者本大庭之抱ニ而有之候所、寛永年中入割有而壱岐と申者ヲ神主ニ被仰付、夫々別社中ニ相成、唯今ニ而ハ仲満七人有り、平濱惣檢校儀ハ京都石清水八幡へ附居申候得者、此度杵築ハ何共不被申候、芦高之神主采女ハ十度百度ニおよひ^(ママ)勤メ被申候へ共、遠方之他国ならば附候而も能候得とも、御国内之杵築へ附属候而ハ何角ニ付事六ヶ敷候間、此以後社例之装束難着用相成候ハ、吉田へ成共入門可致と被申、終ニ附不被申候、」（「意宇郡熊野神社記」宝暦十四年申二月、熊野神社文書 8-14、引用部分は元禄 13 年の書き置き）

- ・宝永 5 年（1708）の神魂社外遷宮時に、杵築大社上官から仮殿の外に出よう指示された六社神主中と上官との間で争いとなる（「神魂社秋上氏等六社神主願書案」『六社』神魂 376、前項も参照）。
- ・六社側は「国造江之付属本望ニ無御座候間、向後官位等諸事別格ニ可仕」と主張。
- ・享保 7 年（1722）8 月、六社が「禁中官」を望む際には国造が取り次ぐこと明示（「中彦之進・竹下権之進連署証文」『六社』神魂 383）。
- *この場合、執奏は柳原家となる。

[小括]

17 世紀には、意宇郡東部の神主クラスの職が仲間を構成し、神事への参勤や互いに後見が行われていたが、その構成員は神魂、熊野、八重垣、平浜八幡宮、蘆高（阿太加夜神社）、揖屋（揖夜）、伊弉諾（真名井、17 世紀半ば頃、神魂から独立）であった。

元禄 10 年（1697）の杵築・佐陀争論に敗訴した杵築大社は、惣檢校職としての管轄範囲が出雲一国ではなく「社中」に限定されたため、意宇郡東部の「六社」を「社中」に取り込むべく、「摂社」の契約を結ぶよう働きかけたが、蘆高、平浜八幡宮は摂社とはならなかった。結果、いわゆる意宇六社は、神魂、熊野、八重垣、揖屋、伊弉諾、六所となった。しかしこのうち、六所の神主は神魂社の秋上氏が兼務したため、これは神主仲間としての「六社」ではない。一方、この地域の神主仲間の中には平浜八幡宮はその後も入り続けていた（享保 3 年頃までは蘆高も入るか）。したがって、当今言われる意宇六社は神社としてのまとまりであって、18 世紀初め頃までの神主仲間としての「六社」ではなく、同じ頃までに杵築大社の摂社として位置づけられた六社を起源とする。